

岩手県農業改良資金等特別会計条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

岩手県農業改良資金等特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、農業改良資金及び就農支援資金の貸付けに係る事業（以下「事業」という。）の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、岩手県農業改良資金等特別会計（以下「特別会計」という。）を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 特別会計においては、貸付金の償還金、借入金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、貸付金、借入金の償還金、一般会計への繰出金及び事業に係る事務費その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第12条第1項の規定により設置された岩手県農業改良資金特別会計（以下「旧特別会計」という。）の平成22年度の出納閉鎖の際旧特別会計に属する現金は、特別会計に帰属するものとする。
- 3 旧特別会計に係る債権及び債務は、特別会計が承継するものとする。